



各位

平成 16 年 9 月 6 日
サイボウズ株式会社
東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 14 号
代表取締役社長 高須賀 宣
(コード番号 4776 東証第二部)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 16 年 6 月 3 日開催の取締役会において、当社第 7 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして発行するサイボウズ株式会社新株予約権について、発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成16年 6 月 3 日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 300個 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式300株 |
| 5. 新株予約権の行使時の払込金額 | 1 株当たり216,184円 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 64,855,200円 |
| 7. 資本組入額の総額 | 32,427,600円 |
| 8. 新株予約権の行使期間 | 平成18年 4 月25日から平成22年 4 月24日まで |
| 9. 新株予約権の行使の条件 | 対象者は、権利行使時においても、当社との取引関係が良好に継続していること、及び当社への業績寄与が高いと判断できることを要す。ただし、契約満了等による取引関係の終了、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 |
| 10. 新株予約権の消却事由及び消却の条件 | 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。 |
| 11. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡および、合併その他企業再編に伴う新株予約権の承継を行う場合には取締役会の承認を要する。 |

- | | |
|--|---------------|
| 12. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 | 1株当たり108,092円 |
| 13. 申込みの勧誘の相手方の人数及び内訳 | 当社取引先1社 |

《本件に関するお問い合わせ先》

サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-14 後楽森ビル 12階

報道関係者の皆様のお問い合わせ先
広報 IR グループ pr@cybozu.co.jp

サイボウズ、Cybozu は、サイボウズ株式会社の登録商標です。